

## 松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱

平成 30 年 9 月 28 日

松江市告示第 414 号

改正 令和 5 年 4 月 10 日告示第 277 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定に基づく住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第 12 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (2) 住基法第 12 条の 3 又は第 20 条(第 1 項及び第 2 項を除く。)の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第 10 条第 1 項(同法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第 10 条の 2(第 2 項を除く。)(同法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

### (対象者)

第 3 条 本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票(消除された住民基本台帳又は戸籍の附票を含む。)に記載され、又は記録されている者
- (2) 戸籍法の規定により本市の戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載され、又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、本人通知制度の対

象としない。

(登録の申出等)

第 4 条 前条の対象者で本人通知制度の利用を希望する者（以下「申出者」という。）は、あらかじめ松江市本人通知制度登録申出書（様式第 1 号）を自ら市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の場合において、申出者は、本人による申出であることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の顔写真が貼付してあるものに限る。)

(5) その他本人であることを証するものとして市長が認める書類

3 第 1 項の申出書の提出を代理人により行おうとするときは、当該代理人は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類(本市に備付けの公簿等の記載又は記録により法定代理人であることが確認できる場合を除く。)

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

4 申出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により、第 1 項に規定する申出をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により、直接申出をすることができない場合

(2) 市外に居住している場合

(登録等)

第 5 条 市長は、前条に規定する申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松江市本人通知制度登録者名簿（様式第 2 号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

(登録の変更等)

第 6 条 前条の規定により登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、氏名、住所その他登録された内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、松江市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第 3 号）により、市長に届け出なければならない。

2 第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、これらの規定中「申出者」とあるのは、「登録者」と読み替えるものとする。

る。

(本人通知)

第 7 条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、松江市住民票の写し等交付通知書(様式第 4 号)により、当該登録者又はその法定代理人にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 住基法第 12 条の 3 第 4 項第 5 号(住基法第 20 条第 5 項の規定により準用する場合を含む。)の申出(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 15 条の 2 に規定する業務に係るものに限る。)により交付したとき。
- (2) 戸籍法第 10 条の 2 第 4 項又は第 5 項(同法第 12 条の 2 の規定により準用する場合を含む。)に規定する業務に係る請求により交付したとき。
- (3) その他市長が特別な事由があると認めたとき。

(登録の廃止)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令第 12 条第 1 項の規定により、住民票が職権で消除されたとき。
- (4) 前条の規定による通知が返戻されたとき。
- (5) 虚偽による登録その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条から第 6 条までの規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

松江市本人通知制度登録申出書

年 月 日

松江市長 宛

松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出者本人	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
	松江市での住所登録地	（現住所が松江市でない場合は、松江市で住民登録をしていた住所をご記入ください。） 松江市		
	本籍	松江市	筆頭者	
	電話番号	（ ） —		

代理人が申し出る場合は、次の欄にも記入してください。

代理人	代理人区分	1. 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人） 2. 任意代理人（委任状を添付してください。）
	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	電話番号	（ ） —

（注）

- 1 裏面の内容をよくお読みください。
- 2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印等をつけてください。
- 3 次の書類を提示し、または提出してください。  
 (1) 申出者が本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）  
 (2) 申出者が代理人である場合は、併せてその資格を証明する書類（委任状等）

※以下の欄は記入しないでください。

受付	本人確認 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	権限確認	名簿	住基	戸籍	原附
	免・パ・住・個・障 高・保・年・在・他（ ）	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 公簿 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等				

(裏)

松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、松江市において、事前の申し出により登録した者に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除票を含む。)の写し、戸籍(除票を含む。)謄抄本、戸籍(除票を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等(本人等(注)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付した場合に、その交付した事実について通知する制度です。(第三者等からの交付請求を拒否したり、交付の可否を登録者に確認したりする制度ではありません。)  
(注)本人等とは、住民票関係では「本人又は同一世帯に属する者」を、戸籍関係では「本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属」をいいます。
- 2 第三者等に対して、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に松江市住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、国又は地方公共団体の機関による請求や、裁判・紛争処理手続き等に係る請求の場合は通知の対象とはなりません。
- 3 松江市住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
  - (1) 住民票の写し等の交付年月日
  - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
  - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分(代理人、第三者)(注)この通知書に交付請求者の住所氏名等の個人情報に記載されません。通知のあった請求については、個人情報の保護に関する法律の規定により開示請求を行うことができます。ただし、開示できる個人情報は同法で認められる範囲内となります。
- 4 登録希望者は疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申出をすることができます。
- 5 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - (1) 登録希望者が疾病等により直接申出をすることができない場合
  - (2) 松江市外に居住している場合
- 6 郵便等による登録の申出をするときは、この申出書に必要事項を記入の上、登録者本人であることが確認できる書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)の写し、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類(委任状等)を同封してください。
- 7 転出、転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は届け出が必要です。この届け出がなかった場合、通知が到着しないことがあります。
- 8 登録者が死亡、居所不明等により住民票が削除又は通知が返戻されたときは、登録を廃止します。
- 9 この申し出により登録者名簿に登載されると、各種証明書のコンビニ交付サービスの利用ができなくなります。



様式第3号（第6条関係）

松江市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書

年 月 日

松江市長 宛

松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり  
(登録内容の変更・登録の廃止)を届け出ます。

登録者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
	変更事項	1. 住所 2. 氏名 3. 本籍・筆頭者 4. その他( )		
	変更前			
	変更後			
	電話番号	( ) -		

代理人が届け出る場合は、次の欄にも記入してください。

代理人	代理人区分	1. 法定代理人 ( <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人) 2. 任意代理人 (委任状を添付してください。)
	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	電話番号	( ) -

(注)

- 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印等をつけてください。
- 2 次の書類を提示し、または提出してください。
  - (1) 届出者が本人であることを証明する書類(運転免許証、個人番号カード、旅券等)
  - (2) 届出者が代理人である場合は、併せてその資格を証明する書類(委任状等)

※以下の欄は記入しないでください。

受付	本人確認 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	権限確認	名簿	住基	戸籍	原附
	免・パ・住・個・障 高・保・年・在・他( )	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 公簿 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等				

様式第4号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

松江市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第7条の規定により通知します。

なお、第三者等へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定により、本人等により開示請求することができます。ただし、開示できる個人情報は同法で認められる範囲内となります。

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
交付した住民票の写し等の種別及び通数	( 通・件)
交付した住民票の写し等の 交付請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人等の代理人 <input type="checkbox"/> 第三者(注1)

(注1)住民票の写し等の第三者請求について

住民票の写しや戸籍謄本等は、関係法令に基づき、第三者でも請求することができます。第三者とは、弁護士等の特定事務受任者(注2)や銀行・保険会社等の金融機関などであり、請求の事例は次のとおりです。

例1：金融機関が、債権回収や保険金支払いのために当事者の住民票の写し等を請求する。

例2：司法書士が、所有権移転登記申請代理業務のために被相続人や相続人の戸籍謄本等を請求する。

例3：行政書士が、遺産分割協議書作成のために被相続人や相続人の戸籍謄本等を請求する。

(注2)特定事務受任者とは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士(各法人を含む。)をいいます。